

【関西】設置許可添付十一記載内容の検討 (案1)

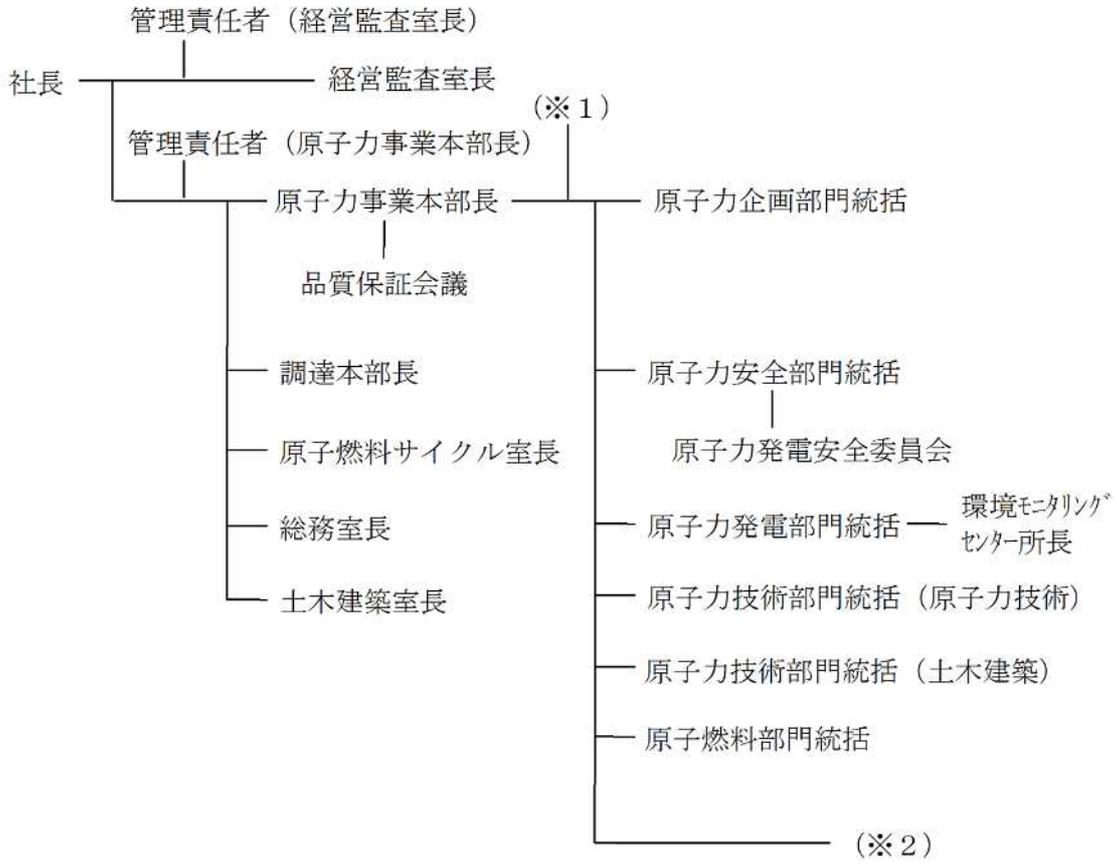
設置許可 添付十一 (案)	放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事 工認 (H14.9)	記載の考え方
赤文字：JEAG4101版の説明書からの変更点	赤文字：添付十一との相違点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QMS 導入前の工認添付資料「品質保証計画に関する説明書」(原子力発電所の品質保証指針:JEAG4101 ベース)に沿って作成</li> <li>・章立ての構成(順番)及び使用する用語については、本文十一号と整合を図る。</li> </ul>
	<p>1. まえがき 本書は、大飯発電所第3号機放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事の安全性及び信頼性を確保するために必要な品質保証活動の基本事項を述べるものであり、当社のみならず発注先など品質に影響を与えるすべての組織が実施する、大飯発電所第3号機放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事の設計、調達、製作、検査、取扱い、保管、出荷、据付、試験等の品質に影響を与える活動に適用する。</p>	<p>エリアモニタ検出器他取替工事の工認添付資料(以下、「旧工認」という。)のまえがきは、当該工事に特化した品質管理に関する記述がなされているが、申請案件は申請書自体に記載されることから、添付十一には記載しない。</p>
<p>1. 概要 本資料は、「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」(以下「品質保証計画」という。)に記載した事項に基づく、変更後の発電用原子炉施設の当該申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p>	<p>2. 品質保証計画の基本方針 品質保証活動を以下に述べる基本方針に沿って実施するために、品質保証計画を確立するとともに文書化する。 (1) 品質保証活動は、当社及び発注先等がそれぞれ、組織、分担する範囲を明確に定め、当社の責任のもとに実施するものとし、当社がそれらを統括する。 (2) 当社は、大飯発電所第3号機放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事における品質保証に関する要求事項を明確にし、その管理する方法を確立して、品質保証活動を実施する。 (3) 当社は、発注先等に対し、品質保証に関する要求事項を明確にし、その要求事項が的確に遂行されていることを確認する。 (4) 品質保証活動を実施するときは、これに参画する者が、その重要性を深く認識し、常に積極的に取り組むものとする。 (5) 品質保証計画は、その確立と遂行に責任を有する者が、その妥当性及び実施状況を審査し、不備がある場合には是正措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧工認に示す要件は以下のとおり添付十一の各所にて担保しているため、「概要」における記載は行わない。 (1) 「6.1 調達要求事項の明確化」に示す。 (2) 「1. 概要」と同意 (3) 「6. 調達管理」全般で対応する。 (4) 「3.1 組織、責任及び権限」に示す「原子力の安全を確保することの重要性が保安に関する組織内に伝達され、理解されること」にて担保 (5) QMS 全般に係る事項であり、添付十一全体にて示している。</li> </ul>
<p>2. 文書及び記録の管理 保安活動に関する文書及び記録を以下のとおり管理する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付十一の文書管理のガイダンスとして追加</li> </ul>
<p>2.1 文書管理 保安活動は、品質マネジメント文書体系を構築し、実施している。規定文書を適切に管理するために、文書の作成、審査、承認、発行、配布及び変更についての管理の方法を定める。 管理の方法には、文書の作成、審査及び承認に対し責任を有する者を明確にする。</p>	<p>4. 文書管理 適正かつ正しい文書が、品質保証活動に使用されることを保証するために、品質保証活動に関する重要な文書の作成、審査、承認、発行、配布及び変更についての管理の方法を定める。 管理の方法を定めるときは、文書の作成、審査及び承認に対し責任を有するものを明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文十一号と整合</li> </ul>
<p>2.2 記録管理 記録は、作成、取扱い及び保管についての管理の方法を定め、その方法に基づき作成し、管理する。</p>	<p>12. 品質記録の管理 品質記録の管理を確実にするため、品質記録の作成、取扱い及び保管についての管理の方法を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文十一号と整合</li> </ul>
<p>3. 経営者の責任と保安に関する組織 保安活動を確実に実施するための保安に関する組織を以下のとおり確立する。</p>	<p>3. 組織 品質保証計画を確実に実施するための組織等を以下のとおり確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な内容は第 11.1 図として組織図を付す。</li> </ul>
<p>3.1 組織、責任及び権限 社長は、品質保証体制の有効性を継続的に改善する責任と権限を有し、品質方針を設定し、原子力安全の重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、実施部門及び監査部門の長に、建設、運転、廃止措置の各段階における保安活動を適切に遂行する責任と権限を付与する。 実施部門及び監査部門の長は、品質方針に従い、品質保証活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p>	<p>3.1 組織及び権限 原子力発電設備の設置並びに改造・補修に係わる品質保証活動に参画する本店、若狭支社及び大飯発電所の組織及び業務分担を第 1 図「本店原子力関係組織図」、第 2 図「若狭支社組織図」及び第 3 図「大飯発電所組織図」に示す。 組織を構成する者の責任と権限の範囲は、以下の各項目を基本にして定める。 (1) 所要の品質を達成する基本的責任を、業務を実行するものに持たせる。 (2) 品質の検証の対象となる業務の実施者以外のものに、品質の検証を実施させる。 (3) 品質の検証を行うもの及び適切な品質保証計画が確立され効果的に実行されるよう指導、助言を行うものに、これら業務に必要な権限を持たせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧工認に記載されている責任と権限の基本については以下のとおり添付十一の各所にて対応している。 (1) 基本的責任は第 11.1 表のとおり (2) 品質の検証については、品証計画の「7.3.5 設計・開発の検証」、「7.4.3 調達製品の検証」が該当するが、設計検証が原設計者外の者により、調達製品の検証は供給者の業務結果を当社が確認しており、要件を満たしている。 (3) 両者とも力量を有し、規定文書によりその責任と権限を与えている。</li> </ul>
<p>3.2 保安に関する組織内外のコミュニケーション 保安活動における組織内外のコミュニケーションは、保安活動に係る文書にその要件を定め実施する。 本店の品質保証会議では、原子力関係組織(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューしている。また、大飯発電所の発電所レビューでは、大飯発電所の品質マネジメントシステ</p>	<p>3.2 組織間の連絡及び協調 本品質保証計画に定める活動における各組織間の連絡及び協調は、その方法を定めて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧工認を基に、内部コミュニケーションの手段となる会議体(品質保証会議、原子力発電安全委員会他)を追記している。</li> </ul>

設置許可 添付十一（案）	放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事 工認（H14.9）	記載の考え方
<p>ムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューしている。</p> <p>これらのレビューの結果、保安に影響がある場合は、別途、原子力発電安全委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は、業務へ反映させる。</p>		
<p>3.3 マネジメントレビュー</p> <p>実施部門の管理責任者は、各組織が実施した保安活動に係る情報をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>監査部門の管理責任者は、実施部門と独立した立場で内部監査を実施し、結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>社長は、報告内容を基にマネジメントレビューを実施し、品質方針の見直しや品質保証活動の改善のための指示を行う。</p>		<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>4. 要員の力量の確保、教育・訓練</p> <p>原子力部門は、個別業務の実施に必要な力量が実証された要員を充てる。また、要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講じ、記録を作成し管理する。</p>	<p>3.3 教育・訓練</p> <p>品質に影響を与える活動を行う者に対しては、知識、経験及び熟練度に応じ、必要な教育・訓練を行う。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>5. 設計開発管理</p> <p>法令、基準、規格、基本的設計条件等の要求事項を満足させるため、設計開発の管理の方法について以下のとおり定め、保安活動の重要度に応じて適用する。</p>	<p>5. 設計管理</p> <p>法令、基準、規格、基本的設計条件等の要求事項を満足させるため、設計の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>5.1 設計開発のプロセス</p> <p>設計開発へのインプットが、設計・開発からのアウトプットへ正しく反映させるための管理の方法を定める。この管理方法には、設計開発の変更管理を含める。</p>	<p>5.1 設計手順</p> <p>(1) 設計要求事項を設計文書へ正しく反映させるための管理の方法を定める。この管理の方法には、設計要求事項からの変更及び逸脱の管理を含める。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>5.2 設計開発におけるインターフェース</p> <p>(1) 設計開発に関与する組織間のインターフェースは、設計・開発の計画で明確にする。</p> <p>(2) 設計のインターフェースに関連する情報は、その伝達方法を定めて管理する。</p>	<p>5.2 設計取合い</p> <p>(1) 設計を実施する複数の組織間の設計取合いは、文書で明確にする。</p> <p>(2) 設計取合いに関連する設計情報は、その伝達方法を定めて管理する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>5.3 設計開発の検証</p> <p>(1) 設計開発からのアウトプットが、設計・開発のインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、設計開発の計画に従い検証を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又は組織により実施する。</p>	<p>5.3 設計検証</p> <p>構築物、系統又は機器の重要度に応じ、その設計の妥当性を検証するための管理の方法を定め、その検証結果を文書化する。</p> <p>5.1 設計手順</p> <p>(2) 設計文書は、原設計者以外のものが評価できるように作成する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>5.4 設計開発の変更管理</p> <p>(1) 設計開発の変更を行う際の管理の方法を定める。</p> <p>(2) 設計開発の変更は、原設計に適用された方法と同じ設計管理の方法により実施する。</p> <p>(3) 設計開発の変更に関する情報について、その伝達方法を定める。</p>	<p>5.4 設計変更</p> <p>(1) 設計変更を行う際の管理の方法を定める。</p> <p>(2) 設計変更は、原設計に適用された方法と同じ設計管理の方法により実施する。</p> <p>また、設計変更文書の審査及び承認は、原則として原設計文書の審査及び承認を実施したものが行う。</p> <p>(3) 設計変更に関する情報について、その伝達方法を定める。</p> <p>この情報は、その影響を受ける組織に、原則として文書により伝達する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p> <p>・旧工認の「また、設計変更文書の審査及び承認は、原則として原設計文書の審査及び承認を実施したものが行う。」については、添十一の「原設計に適用された方法と同じ設計管理の方法により実施」にて担保</p> <p>・旧工認の「この情報は、その影響を受ける組織に、原則として文書により伝達する。」については、添十一の(3)の手段の一つであり、包含されている。</p>
<p>6. 調達管理</p> <p>保安活動に係る製品及び役務を調達するため、品質に関する要求事項の明確化、供給者の評価、調達製品及び役務の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>6. 調達管理</p> <p>適切な品質の製品及び役務を調達するため、品質に関する要求事項の明確化、発注先の評価、調達製品及び役務の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>6.1 調達要求事項の明確化</p> <p>(1) 製品及び役務を調達するときは、調達要求事項を調達文書に明確に定める。</p> <p>(2) 調達要求事項には、次の項目のうち該当するものを含める。</p> <p>a. 供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品当に対し必要な要求事項（許認可申請等に係る解析業務を調達する場合における解析業務に係る調達要求事項を含む。）</p> <p>(3) 調達要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入に関するものを含める。</p>	<p>6.1 品質に関する要求事項の明確化</p> <p>(1) 製品及び役務を調達するときは、品質に関する要求事項を調達文書に明確に定める。</p> <p>(2) 品質に関する要求事項には、次の項目を含める。</p> <p>a. 発注先が行うべき業務の範囲</p> <p>b. 設計、製作、据付、検査・試験、適用法令等の技術的要求事項</p> <p>c. 品質保証計画の提出に関する事項</p> <p>d. 検査・試験、監査等のための発注先への立入りに関する事項</p> <p>e. 文書の提出、並びに記録の提出及び保管に関する事項</p> <p>f. 不適合の処置に関する事項</p> <p>g. 調達要求事項の適用を発注先の調達先まで及ぼすための事項</p> <p>h. 材料の管理に関する事項</p> <p>(a) 公的規格が定められていない材料について、材料メーカーでの材料証明書発行に当たり、材料メーカーの品質管理部門等が確認したことを、発注先が確認</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>

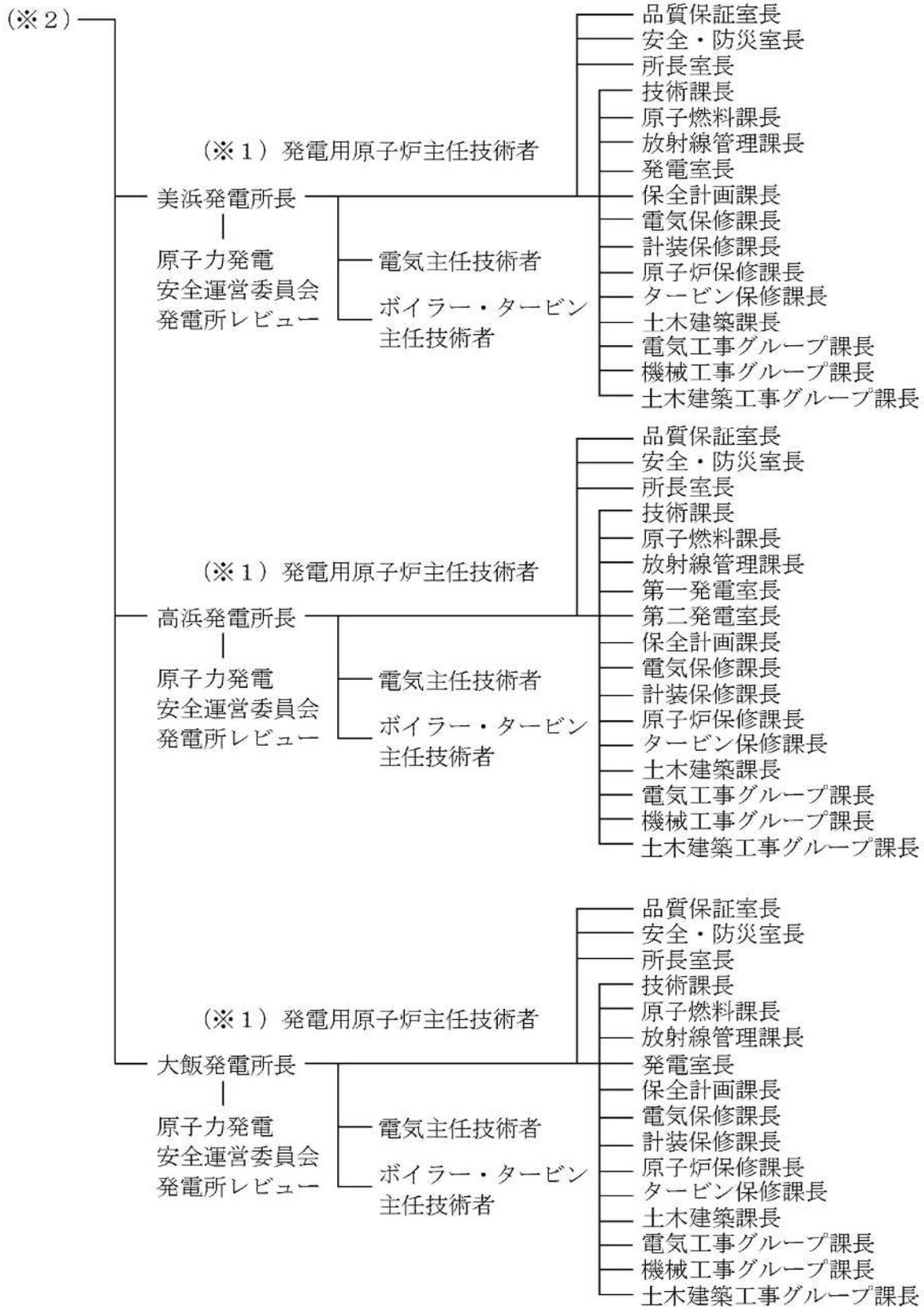
設置許可 添付十一（案）	放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事 工認（H14.9）	記載の考え方
	<p>する。</p> <p>(b) 公的規格が定められていない材料で直接性能確認ができない材料については、必要に応じ、発注先が元データの確認を行う。</p>	
(4) 調達製品を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	<p>6.3 調達製品及び役務の管理</p> <p>(2) 調達製品が調達文書の要求事項に適合していることを証明する品質記録は、調達製品の使用に先立って工場又は現地で利用できるようにする。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>6.2 供給者の評価</p> <p>(1) 供給者を選定するときは、供給者が調達要求事項に適合する製品又は役務を供給し得るか否かの能力を評価する。</p> <p>(2) 評価には適宜、次の項目を含める。</p> <p>a. 技術的能力及び品質保証体制</p> <p>b. 製品又は役務の供給若しくは使用実績</p> <p>c. 製品サンプル</p> <p>(3) 供給者の調達先にも評価を供給者が行うことを要求する。</p>	<p>6.2 発注先の評価</p> <p>(1) 発注先を選定するときは、発注先が調達文書の品質に関する要求事項に適合する製品又は役務を供給し得るか否かの能力を評価する。</p> <p>(2) 評価には適宜、次の項目を含める。</p> <p>a. 技術的能力及び品質保証体制</p> <p>b. 製品又は役務の供給若しくは使用実績</p> <p>c. 製品サンプル</p> <p>(3) 発注先の調達先にも同様の評価を発注先が行うことを確認する。</p>	
<p>6.3 調達製品及び役務の管理</p> <p>調達製品及び役務が、調達文書の要求事項に適合していることを確認するための検証の方法を定める。</p>	<p>6.3 調達製品及び役務の管理</p> <p>(1) 調達製品及び役務が、調達文書の要求事項に適合していることを確認するための管理の方法を定める。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>6.4 受注者品質保証監査</p> <p>(1) 供給者の品質保証活動の実施状況を確認するため、保安に関する組織は受注者品質保証監査の計画を作成し、監査を実施する。</p> <p>(2) 当社は、必要に応じ、供給者の調達先に対しても監査を実施できるようにする。</p> <p>(3) 受注者品質保証監査において、是正を必要とする指摘事項がある場合は、供給者に通知するとともに処置内容の結果を確認する。</p>	<p>13.1 監査の運営及び実施</p> <p>(2) 発注先の品質保証活動の実施状況を確認するため、監査組織は以下の確認項目を含む品質保証活動監査の計画を作成し、監査を実施する。</p> <p>a. 発注先が適切な内部監査を行うよう規定していること。</p> <p>b. 発注先が発注先の調達先に対して適切な確認を行うよう規定していること。</p> <p>c. 発注先と発注先の調達先との間の責任を明確にしていること。</p> <p>(3) 当社は、必要に応じ、発注先の調達先に対しても監査を実施できるようにする。</p> <p>13.2 是正措置</p> <p>是正を必要とする指摘事項がある場合は、発注先に周知するとともに処置内容の結果を確認する。</p>	<p>・旧工認の a～c に関する事項は添十一の 6.1(2)c に基づく要求事項「供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項」に包含されているため記載しない。</p>
<p>7. 材料及び機器の管理</p> <p>材料、部品及び機器が適正に使用されるよう、識別、取扱い等の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>7. 材料及び機器の管理</p> <p>材料、部品及び機器が適正に使用されるよう、識別、取扱い等の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>—</p>
<p>7.1 識別</p> <p>適正な材料、部品及び機器を使用するため、また、不適合な製品が生じた場合に、必要に応じ、履歴を追跡可能とするため、材料、部品及び機器の識別について適切な管理が行われていることを確認する。</p>	<p>7.1 識別</p> <p>適正な材料、部品及び機器を使用するため、また、不適合な製品が生じた場合に、必要に応じその履歴を追跡可能とするため、材料、部品及び機器の識別について適切な管理が行われていることを確認する。</p>	<p>—</p>
<p>7.2 取扱い、保管、出荷等</p> <p>材料、部品及び機器の損傷、劣化又は紛失を防止するための適切な管理が行われていることを確認する。</p>	<p>7.2 取扱い、保管、出荷等</p> <p>材料、部品及び機器の損傷、劣化又は紛失を防止するための適切な管理が行われていることを確認する。</p>	<p>—</p>
<p>8. 製作及び据付の管理</p> <p>法令、基準、規格、設計文書等の要求事項に適合する製品の品質を確保するため、製作及び据付の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>8. 製作及び据付の管理</p> <p>法令、基準、規格、設計文書等の要求事項に適合する製品の品質を確保するため、製作及び据付の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>—</p>
<p>8.1 作業管理</p> <p>(1) 作業は、要領書、指示書、図面等の適切な文書に定められた要求事項に従って実施されるよう管理する。</p> <p>(2) 作業に際しては、作業が適切に実施できるような環境に維持されていることを確認する。</p> <p>(3) 他の原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 既存の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 工程管理は、品質への影響を与えるような無理な工程となっていないか等、発注先等と連絡調整を行う。</p> <p>(6) 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。</p> <p>(7) 放射性廃棄物の発生量低減に努め、その種類に応じた保管及び処理を行う。</p>	<p>8.1 作業管理</p> <p>(1) 作業は、要領書、指示書、図面等の適切な文書に定められた要求事項に従って実施されるよう管理する。</p> <p>(3) 作業場所は、作業が適切に実施できるような環境に維持されていることを確認する。</p> <p>(4) 工程管理は、品質への影響を与えるような無理な工程となっていないか等、発注先等と連絡調整を行う。</p>	<p>・設工認「工事の方法」の観点を追加</p>

設置許可 添付十一（案）	放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事 工認（H14.9）	記載の考え方
<p>8.2 設備、装置及び治工具の管理</p> <p>(1) 作業に使用される設備、装置及び治工具は、所要の機能及び精度を有するものを使用していることを確認する。</p> <p>(2) 作業に使用する設備、装置及び治工具の機能及び精度を維持するため、適切な点検、保守及び取扱いが行われていることを確認する。</p>	<p>8.2 設備、装置及び治工具の管理</p> <p>(1) 作業に使用される設備、装置及び治工具は、所要の機能及び精度を有するものを使用していることを確認する。</p> <p>(2) 作業に使用する設備、装置及び治工具の機能及び精度を維持するため、適切な点検、保守及び取扱いが行われていることを確認する。</p>	<p>—</p>
<p>8.3 特別な工法の管理</p> <p>(1) 製作及び据付を<b>特別な工法（新工法を含む。）</b>により実施する場合は、<b>技術基準規則に適合するよう、その工法の安全性及び信頼性について検証等を行う。</b></p> <p>(2) <b>特別な工法</b>を実際の作業に適用するときは、<b>検証済みの工法により実施する。</b>また、<b>特別な工法に係る作業において、法令、基準、規格等で認定を要求される場合、認定された作業員、作業方法又は設備により実施されていることを確認する。</b></p>	<p>8.3 新工法の管理</p> <p>(1) 製作及び据付を新しい工法により実施する場合は、その工法の<b>妥当性を適切な方法により確認する。</b></p> <p>(2) <b>新工法</b>を実際の作業に適用するときは、<b>必要な管理の方法が定められていることを確認する。</b></p> <p>8.1 作業管理</p> <p>(2) <b>特殊工程</b>の作業は、法令、基準、規格等で認定を要求される場合、認定された作業員、作業方法又は設備により実施されていることを確認する。</p>	<p>・添付十一には設工認の工事の方法の観点を追加</p>
<p>9. 原子炉施設の施設管理</p> <p>原子炉施設の施設管理については、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定のうえ、供用開始までに保全計画を定め、保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。また、保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p>		<p>・設置及び検査が完了し、供用開始までの間の設備の機能を維持するための活動として、保安規定の施設管理と整合を図り追記</p>
<p>10 計測機器の管理</p> <p>業務及び原子力施設の要求事項への適合性の実証のために必要な計測機器について、校正、取扱い、保管、使用等の管理が適切に行われていることを確認する。</p>	<p>9.2 測定機器及び試験装置の校正と管理</p> <p>検査又は試験の判定のために使用される測定機器及び試験装置について、選定、校正、取扱い、保管、使用等の管理が適切に行われていることを確認する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>11 検査</p> <p>製品及び役務の要求事項に対する適合性を検証するため、検査の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>9. 検査及び試験の管理</p> <p>製品及び役務の要求事項に対する適合性を検証するため、検査<b>及び試験</b>の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>11.1 検査の管理</p> <p>(1) 検査のときは、要求事項に適合していることを検証するための計画を確立し実施する。</p> <p>(2) 検査は、<b>業務の計画</b>に従って実施する。</p> <p>(3) 検査が、当社又は指定された機関の承認なしに作業をそれ以上進めてはならないホールドポイントとして実施される場合、あらかじめそのホールドポイントを<b>計画</b>する。</p> <p>(4) 検査の結果は<b>記録</b>する。</p> <p>(5) 検査は、<b>保安活動の重要度に応じて検査における独立性を確保</b>する。また、必要な場合には、検査員の資格についても定めることを<b>確実に</b>する。</p> <p>(6) 加工、組立又は据付後では検査が不可能であるか、あるいは工程中に別の管理が必要である場合は、加工方法、装置又は作業員の技量の管理等の間接的な管理が実施されることを<b>確実に</b>する。</p> <p>(7) <b>検査</b>は、適切な環境下で、適切な<b>力量を有する者</b>により実施されることを確認する。</p>	<p>9.1 検査<b>及び試験</b>の管理</p> <p>(1) 検査<b>及び試験</b>のときは、要求事項に適合していることを検証するための計画を確立し実施する。</p> <p>(2) 検査<b>及び試験</b>は、<b>要領書等</b>に従って実施する。</p> <p>(3) 検査<b>及び試験</b>が、当社又は指定された機関の承認なしに作業をそれ以上進めてはならないホールドポイントとして実施される場合、あらかじめそのホールドポイントを<b>適切な文書に記載</b>する。</p> <p>(4) 検査<b>及び試験</b>の結果は<b>文書化</b>する。</p> <p>(5) 検査は、<b>検査の対象となる作業を行った者以外の者が実施することを確認</b>する。また、必要な場合には、検査員の資格についても定めることを<b>確認</b>する。</p> <p>(6) 加工、組立又は据付後では検査が不可能であるか、あるいは工程中に別の管理が必要である場合は、加工方法、装置又は作業員の技量の管理等の間接的な管理が実施されることを<b>確認</b>する。</p> <p>(7) <b>試験</b>は、適切な環境下で、適切な者により実施されることを確認する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>11.2 検査に伴う識別</p> <p>製品の検査についての状態、並びに系統及び機器の運転の状態は、適切な方法により表示することを確認する。</p>	<p>9.3 検査・試験<b>及び運転状態の表示</b></p> <p>製品の検査<b>又は試験</b>についての状態、並びに系統及び機器の運転の状態は、適切な方法により表示することを確認する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>13. 不適合管理</p> <p>不適合が発生した場合、<b>業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状態が放置されることを防ぐ</b>ため、識別並びにその後の取扱いについての管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>10. 不適合管理</p> <p>不適合な製品<b>又は役務</b>が発生した場合、<b>これらの不注意な使用又は受入れを防止</b>するため、識別並びにその後の取扱いについての審査及び処置の管理の方法について以下のとおり定める。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>13.1 不適合の識別</p> <p>不適合は、そのまま不注意に使用され又は受け入れられることのないように、適切な方法で識別する。</p>	<p>10.1 不適合の識別</p> <p>不適合な製品<b>又は役務</b>は、そのまま不注意に使用され又は受け入れられることのないように、適切な方法で識別する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>13.2 不適合の評価及び処置</p> <p>(1) 不適合は、定められた手続きに従ってその内容及び他への影響を<b>評価</b>し、処置を決定し、実施する。</p> <p>(2) 不適合に<b>関する責任と処置決定の権限</b>を定める。</p> <p>(3) <b>特別採用</b>（調達要求事項を満足しない不適合な製品又は役務を使用又は受け入</p>	<p>10.2 不適合の<b>審査</b>及び処置</p> <p>(1) 不適合な製品<b>又は役務</b>は、定められた手続きに従ってその内容及び他への影響を<b>審査</b>し、処置を決定し実施する。</p> <p>(2) 不適合に<b>対する審査の責任と処置決定の権限</b>を定める。</p> <p>(3) 調達要求事項を満足しない不適合な製品又は役務を<b>そのまま</b>使用又は受け入れ</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>

設置許可 添付十一（案）	放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事 工認（H14.9）	記載の考え方
れる場合、不適合製品を補修して使用又は受け入れる場合等）は、当該不適合の原子力の安全に及ぼす影響を評価してその内容を記録する。	る場合、あるいは不適合な製品を重大な補修をして使用又は受け入れる場合は、その技術的妥当性を文書化して確認する。	
<p>14. 是正処置</p> <p>不適合が発生した場合、原因を明確にし、是正処置を立案し、決定し、実施するための管理の方法を定める。</p> <p>また、不適合の原因及び是正処置は、保安に関する組織内に伝達する。</p>	<p>11. 再発防止対策</p> <p>不適合が発生した場合、原因を明確にし、再発防止対策を立案し、決定し、実施するための管理の方法を定める。</p> <p>また、不適合の発生原因及び再発防止対策は、関係組織に伝達する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>15. 内部監査</p> <p>保安活動の実施内容が要求事項に適合しているか、品質マネジメントシステムが実効性のある実施及び実効性が維持されているかを、明確にするため、内部監査の方法を以下のとおり定める。</p>	<p>13. 監査</p> <p>品質保証計画の実施状況と有効性を、必要に応じ検証するため、監査の方法を以下のとおり定める。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>15.1 内部監査の運営及び実施</p> <p>原子力部門は、内部監査の運営に関する方法を定めるとともに、定められた方法に従って内部監査を実施し、その結果を社長へ報告する。</p>	<p>13.1 監査の運営及び実施</p> <p>(1) 監査組織は、監査の運営に関する方法を定めるとともに、定められた方法に従って監査を実施する。</p>	<p>・本文十一号と表現の整合</p>
<p>16. 添付資料</p> <p>第 11.1 図 保安活動に関する組織図</p>	<p>14. 添付資料</p> <p>(1) 第 1 図 本店原子力関係組織図</p> <p>(2) 第 2 図 若狭支社組織図</p> <p>(3) 第 3 図 大飯発電所組織図</p> <p>(3) 第 1 表 大飯発電所第 3 号機放射線管理用計測装置エリアモニタ検出器他取替工事の品質保証活動の概要</p>	



第 11.1 図 保安活動に関する組織図(1/2) (20XX 年 X 月 XX 日現在)



第 11.1 図 保安活動に関する組織図(2/2) (20XX 年 X 月 XX 日現在)